

障害者虐待防止マニュアル

地域で安心して暮らせる まちをめざして



千代田区



はじめに

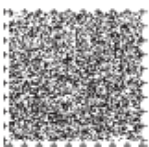
障害者に対する虐待は、障害者福祉施設の職員などから暴行を受けたり、雇用主から賃金が払われなかったりするなどの様々な事件がニュースなどでも取り上げられています。また、障害者が暮らす家庭でも、家族や親族、同居人などの養護者による虐待が行われている場合もあります。

障害者の尊厳を守り、障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成24年10月1日に施行されたのを機に、千代田区では、平成25年度から虐待防止推進会議を設け、普及啓発の検討を進めています。

その一つとして、障害者虐待防止マニュアルを作成することになりました。

障害者虐待について知り、障害者の方が、安心して暮らせる社会をめざし、障害者の方・養護者・周囲の方々が勇気を持って相談してほしいと願って作成しました。

平成26年11月
千代田区障害者虐待防止センター



目次

はじめに

第1章 障害者虐待をなくしましょう

障害者虐待はなぜ起こるのでしょうか／障害者とは／虐待の種類	5
①身体的虐待	6
②性的虐待	8
③心理的虐待	10
④放棄・放任(ネグレクト)	12
⑤経済的虐待	14
⑥セルフネグレクト(自己による放任)	16
障害者虐待の特徴を知って	18
コラム	18

第2章 障害をお持ちの方へ

こんなことで困っていませんか	20
障害があっても、いつまでも「自分らしく、大切な存在」であるために	21

第3章 養護者の方へ

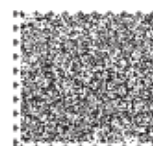
介護に疲れていませんか?	23
どんな福祉サービスが利用できるのでしょうか	24

第4章 障害者を見守る ～虐待を受けていると思った時・発見した時～

障害者を虐待から守るための法律	27
①養護者による虐待防止と区の対応	28
②障害者福祉施設従事者等による虐待防止と対応	30
③使用者による虐待防止と対応	33
対応の注意点	35
立入調査	36
警察への援助要請	36
立入調査の基準(障害者虐待リスクアセスメントシート)	38
やむを得ない措置の基準	39
成年後見制度の活用	40

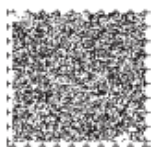
資料

法律の概要	42
養護者からの虐待 Q&A	43



障害者虐待を なくしましょう。

第 1 章



障害者虐待はなぜ起こるのでしょうか？

障害者への虐待は身近なところで起こっています。本人が気づかぬうちに虐待している、また、虐待を受けている人も虐待を受けていることを認識がないために被害を訴えられないことも多いのです。また、密室性が高いところで起こっていることが多いため、外からはわかりにくいという特徴があります。障害者が安心した生活を送れるように、周囲や地域で障害者を見守りましょう。

また、周囲の方々からの挨拶や励ましの言葉が、障害者や養護者にとって心の支えとなります。障害者の特性を理解して、障害者を支援しましょう。

▶ 対象となる障害者とは（18歳未満の人も対象になります。）

※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

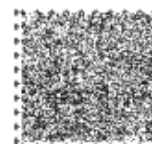
身体障害者	主に手や足、目、耳、内臓機能などに障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
知的障害者	主に先天的または出生の時などに脳が障害を受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
精神障害者 (発達障害を含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能の障害で、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
その他	心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人。

虐待行為には 5つの種類

- 1 身体的虐待
 - 2 性的虐待
 - 3 心理的虐待
 - 4 ネグレクト
介護世話の放棄・放任
 - 5 経済的虐待
- ※6番目の虐待と言われるセルフネグレクトもあります

虐待をしている人は 3つに分類

- 1 養護者
- 2 施設従事者
- 3 使用者



1 身体的虐待

障害者の身体に傷やあざが生じたり、生じるおそれのある暴行を加えること、又は正当な理由がなく障害者の身体を拘束することです。

例えば
こんな行為

- ▶ 殴る、蹴る、つねる、打撲、やけどをさせる。
- ▶ 食べられないものを無理やり口に入れる。
- ▶ 部屋に閉じ込め、ベッドなどに縛り付ける。
- ▶ 高熱があっても受診しない。

ごはんを上手に食べられず、床を汚したので、手を叩かれました。



おむつが汚れていても、なかなか替えてくれないので、お尻がただれてしまいました。今でも、汚れたままで、すぐに替えてくれません

私が動き回るので、部屋に鍵をかけられてしまい、自由に動けなくなってしまいました。

ベッドから落ちないように、両手、両足を紐でベッドに縛られてしまいます。縛られた手足にあざができてしまいます。



夜、動き回ったり、大きな声で騒いだりするので、安定剤を多く飲まされています。



- ☑ 回復状態がさまざまに違う、小さなあざやキズがよくみられる。
- ☑ 洋服でかくれる個所(太ももの内側や上腕部の内側、背中など)にキズやみみず腫れがみられる。
- ☑ 頭、顔、頭皮などにキズがある。
- ☑ お尻や手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある。
- ☑ 急におびえたり、こわがったり、震えたりする。
- ☑ 「こわい」「嫌だ」と口にして、施設や職場に行きたがらない。
- ☑ 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- ☑ 手をあげると、頭をかばうような格好をする。
- ☑ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える。
- ☑ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある。
- ☑ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- ☑ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。



立って仕事をしてい
ます。他の人は休憩が
取れるのに、私だけ休
憩時間がないので、足
がパンパンに腫れてし
まいます。

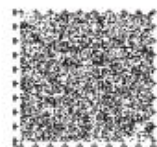


施設を利用しています。
他の利用者から殴られ
ることがあります。施
設の職員さんはその場
面を見ていますが、何
もしてくれません。

エアコンのない部
屋で仕事をさせら
れて、熱中症にな
ってしまいました。

危険な場所での作
業や、有害な物質
を取り扱う場所
での作業を強制され
ています。

車いすやいすから、
落ちたり、立ち上
がらないようにひ
もで結ばれていま
す。



2 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせることです。

例えば
こんな行為

- ▶ 性交、性的暴力、性的行為を強要する。
- ▶ 性器への接触、性的雑誌やビデオを見るように強いる。
- ▶ 裸にする、キスをする、わいせつな言葉を発する。

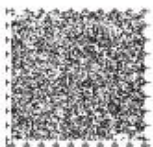
性器をさわるように言われるので、言われたままにしています。

お風呂に入っていると裸の写真をとられます。



施設の職員さんが、いつも「〇〇ちゃん」と呼んで、体をさわっています。職員さんは親しみの表現と思っているようです。

やめてほしいと言ってもからだを触られます。もう、あきらめて拒否していません。



ご本人の様子から…

～こんなサインがみられます～

- ☑ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる。
- ☑ 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
- ☑ 性器の痛み、かゆみを訴える。
- ☑ 急におびえたり、こわがったりする。
- ☑ 周囲の人の体をさわようになる。
- ☑ 卑猥な言葉を発するようになる。
- ☑ 人目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる。
- ☑ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- ☑ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる。
- ☑ 性器を自分でよくいじるようになる。

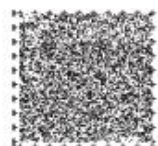


裸の写真を見せられます



「胸がおおきいね」と言って、じろじろ見られるので、やめて欲しい。

わいせつな行為をされているのに、本人は楽しそうにしています。判断力のない方なので、虐待を受けていると分かってないようです。



3 心理的虐待

脅しや侮辱の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

例えば
こんな行為

- ▶ 怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる。
- ▶ 話しかけられても無視する。差別的に扱う。
- ▶ 子ども扱いして、プライドを傷つける。

「言うことを聞かないと、ごはんあげない」と脅されます。

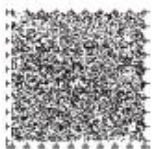
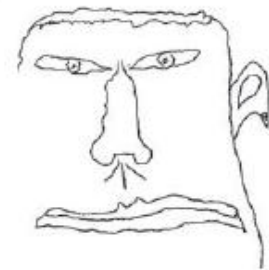
同僚が、私に気づくように、こそこそと私の悪口を言っています

日中、施設で過ごしています。私が排泄を失敗したら、職員が他の人のいる前で、笑ったり、怒ったりするので、恥かしいです。



出勤しても、仕事をもらえないので、1日何をしていいのか困っています。

もう大人なのに「〇〇君、〇〇してちょうだい」と子ども扱いをされています。嫌だと言えないのです。



ご本人の様子から…

～こんなサインがみられます～

- ☑ 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる、顔の表情がなくなる。
- ☑ 自傷行為やかきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる。
- ☑ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる。
- ☑ 身体を萎縮させる。
- ☑ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす。
- ☑ 体重が不自然に増えたり、減ったりする。



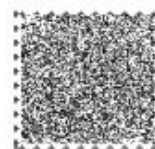
訓練や作業を一生懸命やっている場面を、職員にじろじろと監視されて、笑われています。

自分ひとりだけ、会議や、打ち合わせには参加しないでいいと言われ、差別をうけています。



「何をやらせても、失敗ばかり！」と家でも職場でも言われています。

話しかけても、わざと無視されるのでさびしいです。



4 ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)

障害者を衰弱させるような著しい減食、不潔な住環境、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど、養護を著しく怠ることで障害者の心身を衰弱させる行為です。

例えば
こんな行為

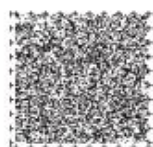
- ▶ 入浴させない、衣服を取り替えない。
- ▶ ゴミが散乱しているなど、住環境が悪い。
- ▶ 食事を与えない。
- ▶ 高熱があっても受診しない。

具合が悪いのに医者に連れてってくれません。死ぬかと思いました

障害の程度を理解していないので、腫れ物に触るように、赤ちゃん扱いをされます。

生活すべてに、あきらめた態度が見られる。

お腹が空いているけど、ごはんの支度をしてくれないし、お金がないので買えません。体がフラフラです。



ご本人の様子から…

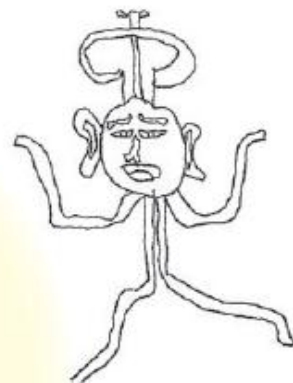
～こんなサインがみられます～

- ☑ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍。
- ☑ 部屋から異臭がする、極端に乱雑、ゴミを放置している。
- ☑ いつも同じ服を着ている。服が汚れ、臭い。
- ☑ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる。
- ☑ 過度に空腹を訴える。
以前よりもやせ、元気がなく、表情も乏しい。
- ☑ ケガをしても、手当がされていない。
- ☑ 学校や職場に出てこない。
- ☑ 支援者に会いたがらない、話したがらない。



性的虐待を受けているのに、周囲の人たちは、見て見ぬふりをしています。周囲の人たちによる放任状態です。

掃除をしてくれないので、家の中はゴミだらけで、布団の上もゴミがたまっています。ゆっくり眠れず、気持ちがふさがちになります。



私だけ冷房がきいてない部屋で、仕事をさせられています。改善を求めましたが、聞いてもらえません

おむつが濡れていても、交換してくれません。決まった時間まで待たなければなりません。



5 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分したり、障害者から不当に財産上の利益を得ることです。

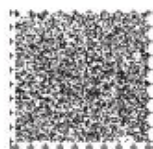
例えば
こんな行為

- ▶ 障害者本人の同意がないのに、財産や預貯金を処分・運用する。
- ▶ 日常生活に必要な金銭を障害者本人に渡さない。

障害者年金は家族が管理し、自分たちの欲しいものを買ってしまいます。ですから、欲しいものが買えないし、福祉サービスの利用もできません。

ヘルパーを利用しながら、ひとりで暮らしています。ヘルパーが家にある物をこっそりと持って帰ってしまいます。

治療代の滞納が続いているので、調べてみたら、障害者年金を家族が使っていました。



ご本人の様子から…

～こんなサインがみられます～

- ☑ 働いて賃金を得ているはずなのに、
貧しい身なりでお金を使っている様子がない。
- ☑ 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- ☑ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。
- ☑ サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- ☑ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい。
- ☑ 親が本人の年金を管理し、遊興費や生活費に使っているように思える。



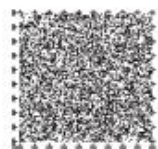
今住んでいる家を、親戚が知らないうちに売ってしまいました。住む家がなくなりました。お金も取られてしまいました。

キャッシュカードを知らないうちに使われて、貯金をとられてしまいました。



障害があるからという理由で、勤めている会社の給料を減らされました。

長男から、お酒を買いたくてお金の無心を受けている。お金を渡すまで、脅迫されている。心身ともに疲れています。



6 セルフネグレクト（自己による放任）

障害者本人が自らの生活や健康などの世話ができなくなり放置したままであったり、他人に対して援助を求めずにいる状態のことです。

※セルフネグレクトについて、障害者虐待防止法には明確な規定はありません。

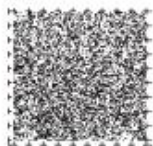
- ただし、①▶ 判断能力が低下している場合
- ②▶ 健康状態に影響が出ている場合
- ③▶ 近隣との深刻なトラブルが発生している場合

などが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、本人の判断力について医師と相談し、総合的に判断して、虐待に準じた対応をすることが求められます。

家の中も家の外もゴミの山。ゴキブリやネズミが動き回っています。自分では片づける気はないし、他人を家に入れたくありません。



仕事を首になってから、無気力となり、なげやりの生活です。食事をとらず、お酒ばかり飲んでいて、体がぼろぼろですが、医者に行こうとしません。



ご本人の様子から…

～こんなサインがみられます～

- ☑ 昼間でも厚いカーテンがしまっている。
- ☑ 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃を滞納している。
- ☑ ゴミが家の周囲に散乱している。家の中から異臭がする。
- ☑ 郵便物がたまったまま放置されている。
- ☑ 野良猫のたまり場になっている。
- ☑ 近所の人や行政が相談にのろうとしても、「放っておいてほしい」と返事があり、あきらめの様子もみられる。



認知症や病気などで判断力が低下した場合は支援が必要です。しかし、判断力がしっかりしている場合は、自己決定権を尊重しなければなりません。本人の判断力について医師と相談しながら、慎重に支援をしていきます。



家族が亡くなってから、一人で生活していましたが、徐々に体力が落ち、足腰も弱り、生活が困難になってきました。助けを求めることを知りませんでした。

他人との関わりを嫌い、ひきこもりがち。玄関のベルを押しても出てきません。家族や近隣と疎遠状況です。カーテンは1日中閉まっています。



障害者虐待の特徴を知って

✓ ポイント1 障害者本人が、虐待されているか分からない場合があります。

本人の障害によっては、自分が虐待されているのか分かっていない場合があります。また、長い期間にわたり虐待を受けていると、嫌だと思っても止めてもらうのをあきらめてしまっていることもあります。障害者本人が虐待されていると思っているかどうかの「自覚」は問わずに判断しましょう。

✓ ポイント2 しつけや指導が、虐待になっている場合もあります。

障害者を支援する養護者や施設の職員等が、しつけや指導などで体を叩いたり強く怒鳴ったりするのは虐待にあたります。支援者自身が、虐待をしているという「自覚」は問わず、障害者本人の状況をしっかりと見極めましょう。

✓ ポイント3 養護者と障害者本人で虐待のとらえ方が違う場合があります。

障害者が入所・通所している施設で虐待や虐待と思われることがあっても、ご家族など養護者は、「面倒をみてもらっているので仕方がない」などと思い、施設側に虐待への苦情を訴えない場合があります。障害者を第一に考えて、虐待かどうかを判断しましょう。

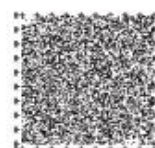
虐待防止センターでの対応事例

知的障害者の女性が福祉施設を利用したときに、職員があざを発見しました。女性に聴くと、母に叩かれたので、もう家には帰りたくないと言います。以前から続いていたようです。母は、「ちょっと叩くのは、誰だってやってる。こうやって生活してきた。虐待ではない。」と言い張りつづけたので、女性の安全を考慮し施設に緊急に入所してもらいました。



障害を
お持ちの方へ

第 2 章



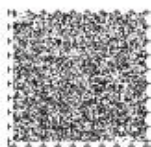
こんなことで困っていませんか？



心当たりがあれば、我慢しないで、
まずは勇気をもって相談しましょう

障害者自身の気づきリスト

- 話しかけても無視されることが、しばしばある。
- 子供のように扱われて、心が傷つくことがある。
- 日常生活に必要なお金をもらえない。
- 預金通帳や年金について聞いても教えてもらえない
- 食事や入浴の世話をしてもらえない
- 家や室内がひどく汚れていても、気にも止めてくれない
- 暴力をふるわれるので、言いたいことを我慢している
- 食事をむりやり口に入れられる
- わいせつな行為をされたことがある
- 排泄の失敗に対して、つらい思いをしたことがある



障害があっても、いつまでも 「自分らしく、大切な存在」であるために

つらい気持ちや困ったことは専門の人や専門機関に相談しましょう。相談しても秘密は守られます。

相談にのってくれる人

- ▶ ヘルパー ▶ 相談支援員
- ▶ 民生・児童委員
- ▶ 病院職員 ▶ 施設職員
- ▶ 保健師 ▶ 警察官など

相談にのってくれる場所

- 千代田区
障害者虐待防止センター
- ▶ 平日 8:30 ~ 17:15
☎・Fax 03-5226-7373
- ▶ 夜間・土日・祝祭日
☎ 03-3264-2111

☑ 介護を受けてつらい気持ちになったら

介護してくれているのは、親や配偶者、子どもが多いでしょう。
申し訳ない気持ちを我慢していませんか。
早めに相談し、介護している人の支援も開始しましょう。

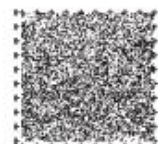
☑ お金や財産のことで困ったら

「日常生活に必要なお金がもらえない」「預金や年金を使われている」などがあったら、
ちよだ成年後見センターに相談してみてください。

▶ 千代田区社会福祉協議会 ちよだ成年後見センター ☎ 03-5282-3100

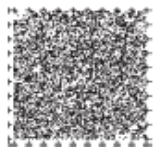
☑ 一人暮らしの不安があったら

一人暮らしで、今後の生活やお金のやりくり、健康状態等に不安があるときも相談してください。



.....
養護者の方へ
.....

第 3 章



介護に疲れていませんか？



疲れていませんか 毎日の介護が大変で…

短期入所や通所サービスなども利用してみましょう。

介護のストレスや悩みが…

家族会に参加したり、
カウンセリングなども利用してみましょう。

介護者が病気や経済的問題があったら…

行政や専門機関に相談してみましょう。

介護する人の気づきリスト

- 自分一人か、少数の人間だけに介護が集中している
- 睡眠時間や自由時間が少なく、ストレスがたまってしまう
- 困ったことがあったときに、相談できる人がいない
- 福祉サービスはできるだけ利用したくない
- 介護や掃除が、以前より雑になったと思うことがある
- 話しかけても、無視してしまうことがある
- 大声をだして怒ったり、怒鳴ったりすることがある
- 思わずたたいたり、つねったりすることがある
- 年金や預貯金を、無断でつかっている
- 排泄や入浴の世話をせずに、寝たきりにしていることがある

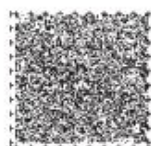


どんな福祉サービスを利用できるのでしょうか

「介護に疲れて休みたい」「介護と仕事の両立が難しい」「旅行に行きたい」というときに、介護給付や訓練給付などの障害者総合支援法による障害福祉サービスが利用できます。

■ 介護給付の種類

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。して移動の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
障害者支援施設での 夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



利用できる方	身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・障害児・難病患者等です。
利用者負担	月ごとの利用者負担は、所得に応じて4段階（0～37,200円）に設定されています。

■ 訓練等給付の種類

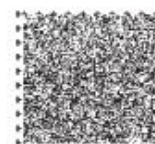
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等の就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■ 地域生活支援事業

移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動 支援センター	地域活動支援センター創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

■ 障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用するための相談や申請、介護をするうえで、心配になっていることがあったら、ご連絡下さい

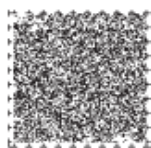
- ▶ 生活福祉課障害者支援係 ☎ 03-5211-4217
- ▶ 千代田保健所保健相談係 ☎ 03-5211-8175
- ▶ 児童・家庭支援センター発達支援係 ☎ 03-5298-2424



障害者を見守る

～虐待を受けていると思った時
障害者虐待を発見した時～

第4章



障害者を虐待から守るための法律

障害者虐待は、障害者の年齢や虐待者（発生場所）により、「障害者虐待防止法」、「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「改正児童福祉法」が、障害者を虐待から守るための法律として定められています。

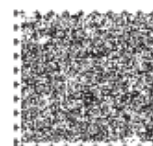
所在場所	福祉施設							企業	学校・病院・保育所
	障害者総合支援法		介護保険法	児童福祉法					
	障害福祉サービス事業者 (入所系・日中系・訪問系GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系・通所系・訪問系・居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等 (注1)	障害児相談支援事業所			
年齢	在宅 (養護者・保護者)								
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※			—	障害者虐待防止法 (省令) ・適切な権利行使 (都道府県・市町村)	改正児童福祉法 ・適切な権利行使 (都道府県・市町村)	障害者虐待防止法 (省令) ・適切な権利行使 (都道府県・市町村)		
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権利行使 (都道府県・市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権利行使 (都道府県・市町村)	特定疾病 40歳以上	(20歳まで) (注2)	(20歳まで)		障害者虐待防止法 ・適切な権利行使 (都道府県・市町村)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待防止法、 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権利行使 (都道府県・市町村)	—	—	—		

※養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者からの暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ



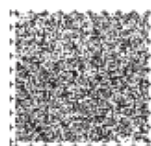
1 養護者による虐待防止と区の対応

養護者とは

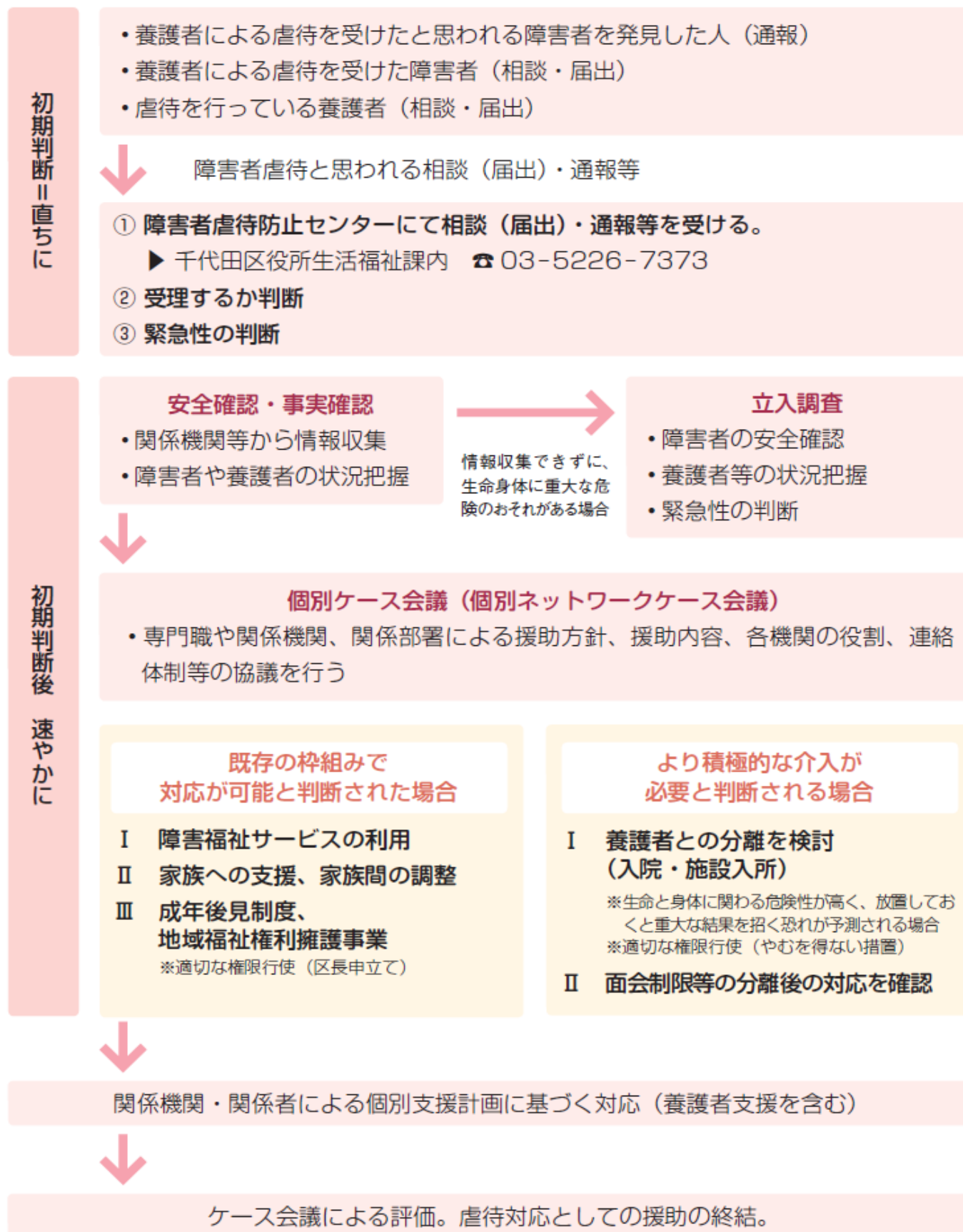
障害者を養護する者で、身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族や同居人等が該当します。また、同居していなくても身近の世話をしている親族・知人などが養護者になる場合があります。（養護者による虐待の事例の説明が43ページにのせてありますので参考にしてください。）

養護者が行う虐待の種類

養護者による障害者虐待には、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放任・放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待が該当されます。また、経済的虐待については、障害者の親族が行う場合があります。



養護者による虐待対応の流れ



2 障害者福祉施設従事者等による虐待防止と対応

障害者福祉施設従事者等とは

「障害者福祉施設従事者等」とは障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所等」に係る業務に従事する者です。

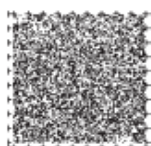
具体的には下記の施設やサービス事業です。

分類	サービス名
障害者福祉施設	☆入所している施設のことです 障害者支援施設、のぞみの園
障害福祉サービス事業	☆在宅生活を送っている方が利用できるサービスです。 [施設入所している方も一部のサービスは利用できます] 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
	☆在宅生活を送っている方が利用できるサービスです。 一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームなど

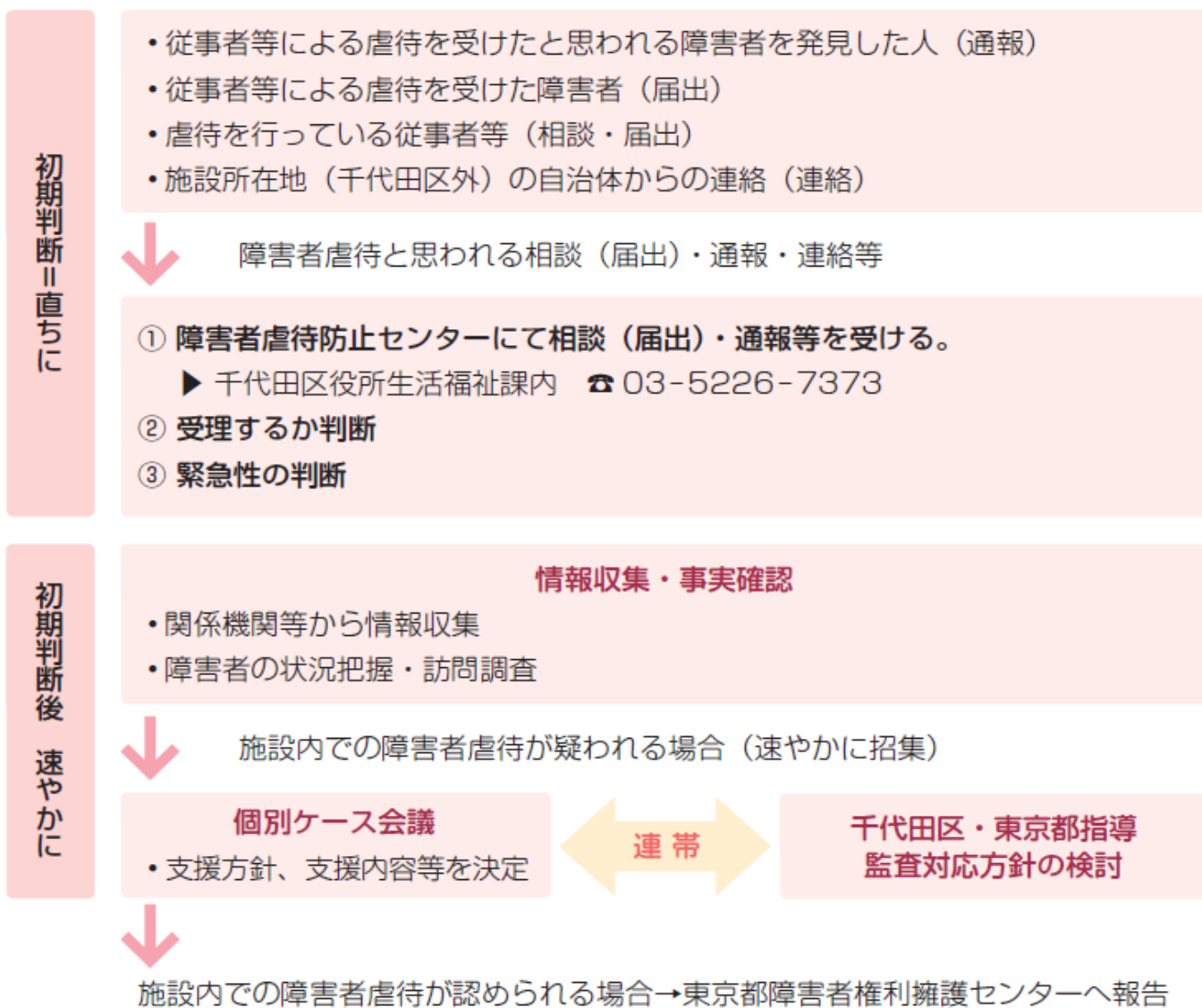
障害者福祉施設従事者等が行う虐待の種類

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待には、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放任・放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待が該当されます。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対する者も含めて高齢者虐待防止法が適応されます。また、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適応されます。



■ 障害者福祉施設従事者等による虐待対応の流れ(被虐待者が千代田区民の場合)



関係機関による支援の実施

区障害者支援担当

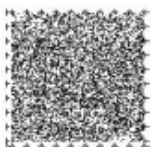
- ▶ 生活支援
 - ・安心安全な障害者サービス利用
 - ・障害者・家族への精神的支援
- ▶ 障害者の保護を図る必要がある場合
 - ・やむを得ない措置
 - ・緊急ショートステイ
 - ・他の障害者施設などへの入所

千代田区・東京都障害者施設指導監査担当

- ▶ 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使



■ 障害者福祉施設従事者等による虐待対応の流れ(被虐待者が本区民ではない場合)



3 使用者による虐待防止と対応

使用者とは

障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人（工場長、人事担当者など）のことを言います。

また、使用者が直接に虐待をしていなくても、他の労働者による虐待行為を放置している場合も「放棄・放任」という虐待に当てはまります。

使用者が行う虐待の種類

使用者が行なう虐待の種類には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任、が該当されます。

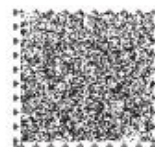
通報・届出者に対して、虐待防止法の趣旨を理解してもらい、「どうしたいのか。」を確認することがポイントです。

法律の趣旨

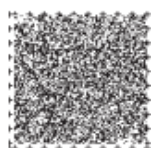
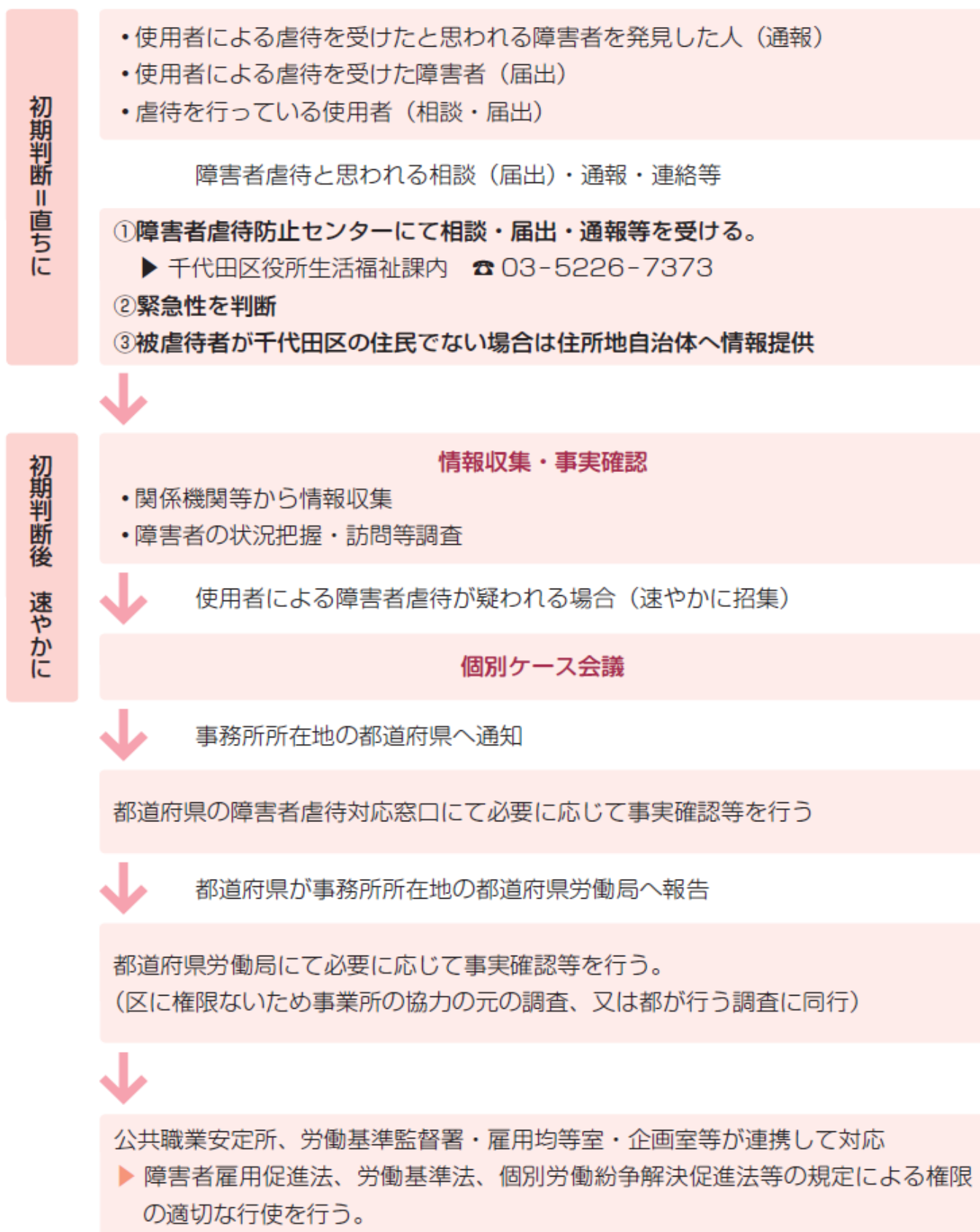
- ①虐待の事実認定を行う法律ではありません
- ②法律によって、区、都、国に新たな権限が与えられたわけではありません。法施行前からあった職権の範囲内で指導等を行います。
- ③区、都、国が情報を共有し、虐待が疑われる場合には連携を取り、必要に応じて他機関にも情報を提供し、協力しながら、虐待を防止することを目的としています。

労働局が調査・指導できる内容

- ①労働基準法等の関係法令に抵触するおそれがある場合
例えば→障害者にのみ賃金を払っていないなど、主として経済的虐待があたります。
主対応→労働局労働基準部、監督署
- ②障害者雇用促進法の関係法令に抵触するおそれがある場合
例えば→著しい暴言・無視や事業所の従業員による障害者虐待を使用者が放置することなど、主として心理的虐待、放置等による虐待があたります。
主対応→労働局職業安定部、ハローワーク
- ③男女雇用機会均等法の関係法令に抵触するおそれがある場合
例えば→セクシャルハラスメントの防止のため、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講じていない場合や、障害者が性的虐待のような紛争について雇用均等室の紛争解決の援助・調停を求めるものなどです。
主対応→労働局雇用均等室
- ④当事者が個別労働紛争法に基づく助言・指導、あっせんを求める場合
例えば→障害者が下記のような紛争について、都道府県労働局の助言・あっせんを求めるもので、主として身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任等による虐待などがあたります。
 - ・解雇、雇止め、配置転換・出向、労働条件の不利益変更などの労働条件などの労働条件に関する紛争
 - ・いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争
 - ・会社所有物の破損について損害賠償を巡る紛争 など。主対応→労働局総務部企画室



■ 利用者による虐待対応の流れ



対応の注意点

1 虐待に対する「自覚」は問いません

虐待を自覚していない虐待者は多く、虐待を受けている障害者の多くは自覚がありません。しかし、自覚の有無に関わらず、障害者の権利利益が脅かされている状況に変わりはなく、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

2 障害者の安全確保を最優先します

障害者の生命にかかわるような緊急的な事態において、入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先する必要があります。

その場合、養護者に対しては、時間をかけた対応が必要になることもあります。

3 常に迅速な対応を意識します

発生から時間が経過するに従って、虐待が深刻化することが予想されます。通報や届出がなされた場合には、迅速な対応が必要です。虐待は夜間や休日にも発生するため、地域で夜間・休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、関係者や住民に周知することが必要です。

4 必ず組織で対応します

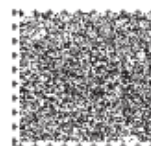
相談や通報、届出を受けた職員は、早急に障害者虐待センター長に相談し、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。特に障害者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、客観性を確保するなどの視点からも複数の職員で対応することを原則とします。

5 関係機関と連携して援助します

複合的な問題を抱える事例に対しては、「障害者虐待防止ネットワークケース会議」の活用とともに、個別のケースに対応するための担当者レベルでの「個別ケース会議」が必要です。ケース会議では、援助方針や援助内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる援助内容の評価や再調整も行います。

6 適切に権限を行使します

障害者虐待防止法では、虐待によって生命または身体に重大な危機が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法の規定による措置を講じ、または成年後見開始の審判を請求することを規定しています。適切に行政権限を行使することが必要です。



立入調査

障害者が虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められ、本人に会って事実確認が必要にもかかわらず、養護者や家族等が会わせるのを拒否したり、独居のために接触の方法がない場合は、障害者の住所や居所に立入り、調査をすることができます。

▶立入調査は誰が行うか

千代田区障害者防止センター職員が行う。

▶立入調査の方法

障害者の居所に訪問し、障害者を確認します。

しかし、養護者などが居所の玄関を開けることを拒否したり、呼んでも何の反応がない時は、警察官の立会いのもとで、居所に入り確認します。

※警察官に立ち会ってもらうには、事前に「警察署長に対する援助要請」をします。

警察への援助要請

～緊急事態への迅速な対応はもちろん、地域の見守りや情報提供の役割もあります～

障害者虐待防止法における警察の役割は、以下の2点です。

- ① 緊急性・犯罪性が高いと判断される場合の役割
- ② 予防的・再犯防止的な役割

警察に要請する場合には、他の関係機関と比べて、強い法的な根拠が求められ、市町村長は障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し、援助を求めることができます。

(1) ネットワークケース会議への出席要請

以下の場合、区市町村などの事実確認調査に基づいて、ケース会議への出席を要請できます。

【警察への会議出席要請の基準】

- ア. 過度な薬物投与をされている場合
- イ. 警察に通報されるほどのトラブルが頻繁に起きている場合
- ウ. 精神的に不安定で、うつ病などの治療中やアルコール依存、薬物依存、精神障害、知的障害などで適切な介護が行えない状態の場合



(2) 区市町村による立入調査の援助要請

区市町村が立入調査をする場合、不測の事態に備えて、現場付近で待機するなど、側面的援助を行います。(立入の主体はあくまでも区市町村です。)

(3) 緊急性・犯罪性が高い場合の援助要請

緊急的に保護が必要な場合には、すみやかに警察に援助を要請します。緊急性が高い場合には、できるだけ速やかにネットワークケース会議を開催し、その際に警察にも同席を求めます。

【警察への援助要請の基準】

- ア. 本人が保護救済を強く求めている場合
(緊急でやむを得ない場合は、被虐待者を保護し、公的機関に引き継ぐ。)
- イ. 生命が危険な状態にさらされている場合
- ウ. 確認できなくても、上記の可能性が高い場合

(4) 予防的・再発防止的な役割要請

警察の中でも地域の交番は、管轄地域の情報を把握しているので、日頃からの見守りや虐待予防、再発防止としても機能します。

▶ 虐待に関する情報提供の依頼

虐待を認知した場合、区市町村の虐待担当窓口へ情報提供を行います。

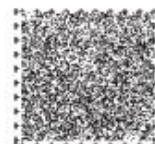
▶ 定期見守りの依頼

被虐待者および同居家族などの希望がある場合、地域交番の署員による見守りを行います。

▶ モニタリング後の対応会議への出席依頼

▶ 虐待防止推進会議への出席依頼

虐待防止推進会議では、虐待の見守りを依頼し、警察組織内での周知徹底をお願いしています。



立入調査の基準 (障害者虐待リスクアセスメントシート)

	あてはまる場合には【 】に「○」を記入し、該当するものを○印で囲む 当てはまらない場合は、「×」。情報が未取の場合は「？」	関連情報または 強みや良い点を 記入
基本項目	被虐待者は意思疎通が可能か？ 【 】できる ×の場合：()	
最重度	①当事者が保護を明確に求めているか？ 【 】被虐待者自身が保護を求めている。() 【 】虐待者が障害者の保護を求めている。()	
	②当事者の訴える状況が差し迫ったものか。 【 】「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり。 () 【 】「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり。 () 【 】性的虐待が疑われる。()	
	③すでに重大な結果が生じているか？ 【 】例：頭部外傷(血腫・骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の褥瘡、 重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、 強い自殺念慮、その他()	
重度	④今後重大な結果が生じるおそれの高い状態がみられるか。 【 】例：頭部外傷、顔面打撲・膨張、不自然な内出血、火傷、刺し傷、 極めて非衛生的、極端な怯え、その他()	
	⑤繰り返さえるおそれが高いか？ 【 】習慣的な暴力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他() 【 】虐待者の認識：虐待の認識なし、認めたがらない、 援助者との接触回避、その他() 【 】虐待者の精神的不安定・判断力の低下、非現実的な認識、 その他()	
中度	⑥虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ 【 】被虐待者への拒否的感情や態度 【 】重い介護負担感 【 】介護疲れ 【 】障害と介護に関する知識・技術不足 【 】性格の問題(偏り)：衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他 【 】障害・疾患：知的障害精神疾患()、依存症()、その他() 【 】経済的問題：低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他	
軽度	⑦虐待につながる家庭状況があるか？ 【 】長年にわたる虐待者・被虐待者の不和() 【 】虐待者・被虐待者の共依存関係() 【 】虐待者が暴力の被害者() 【 】虐待を抑制できる人が身近にいない(その他家族・親族が無関心) 【 】住環境の悪さ：狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、その他()	

【判断の目安】最重度：①～③に「○」がある場合→緊急保護の検討

重 度：①～③に「○」がないが、④と⑤に「○」→保護の検討、もしくは集中的援助

中 度：①～⑤に「○」がないが、⑥に「○」→集中的援助、もしくは防止のための保護の検討

軽 度：①～⑥に「○」がないが、⑦に「○」→継続的、総合的援助



やむを得ない措置の基準

～必要な障害者福祉サービスを受けられない障害者には、
区市町村長が必要な「措置」を決定しています～

「措置」とは、虐待などの理由により、契約によって必要な障害者福祉サービスを受けることが難しい障害者を、区市町村がその権限によって、サービス利用に結びつけることです。
とくに知的障害者の場合、区市町村が状況を適切に見極め、措置を行う必要があります。

(1) やむを得ない場合とは？

本人が家族等からの虐待や無視を受けている場合、知的障害等により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない障害者の場合で、以下の項目に該当するときは、ネットワークケース会議で措置を検討します。

【やむを得ない措置の基準】

- 骨折、頭蓋骨出血、重症の火傷、極端な栄養不良等、状況によっては生命が危ぶまれる事態が予測されるとき。
- 健康や症状が悪化、拒食、失禁などの複数の被虐待症状が形成されているとき。
- 虐待者が援助者を拒否または対立し、分離しなければ保護ができないとき。
- 被虐待者の人格や精神状況に著しくひずみが生じてしまったとき。
- 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、現在の状態での介入に改善が望めそうにないか、介入そのものが困難であるとき。
- 虐待行為が繰り返される可能性があるとき。
- 被虐待者本人が保護を求めているとき
- その他、ネットワークケース会議において措置が必要と判断されるとき

(2) 「措置」でできること

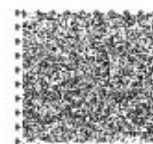
障害者の状況に応じて、必要な措置が行われます。措置後は、成年後見制度の活用や、養護者への支援など必要な働きかけを続け、契約への切り替えを進めていくことも大切です。

【措置のサービス種類(主なもの)】

- 短期入所
- 施設入所支援

正しい措置の考え方

- ▶ 措置はあくまでも、障害者本人の福祉を図るために行われるべきものです。障害者本人が同意していれば、養護者の同意は必ずしも必要ありません。
- ▶ 経済的虐待などにより、障害者本人が費用負担できない場合でも、まず措置を行うことが必要です。



成年後見制度の活用

～知的障害や精神障害などで、判断能力が不十分な障害者のために～

「成年後見制度」とは、知的障害や精神障害、認知症などにより、自分ひとりでは障害福祉サービスの利用契約や財産管理などをすることが難しい方を、法的に支援するものです。

平成12年4月から、法制化されました。

(1) 成年後見制度が必要な場合

障害福祉サービスは、「契約」によって提供されますが、次のような場合は本人による契約が難しいため、成年後見制度の活用が有効な支援手段となります。

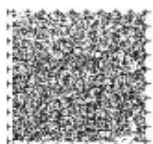
- ① 知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分で、サービスの契約が自分で行えない場合。
- ② 養護者や親族が、通帳を管理し、支払いが滞ってサービスが中断してしまったり、サービスの利用を本人の意思に反して拒ってしまうなどの虐待をしている場合。

成年後見制度には、将来の不安に備えて、自分であらかじめ後見人を選び「任意後見制度」と、既に判断能力が不十分で、すぐに支援が必要な方を対象とする「法定後見制度」の2つがあります。

(2) 成年後見人等の役割

法定後見制度においては、本人の判断能力の程度などに応じて、家庭裁判所が、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選びます。

選任された成年後見人等は、本人の意思を代弁して各種の契約行為を行ったり、虐待している親族などとの調整を行ったりできます。消費者被害などの予防にも有効です。



成年後見制度を活用したい時は ちよだ成年後見センター

〒101-0065
千代田区西神田1-3-4
千代田区社会福祉協議会内(4階)
☎ 03-5282-3100
FAX 03-5282-3718

千代田区では、区民の皆さんに成年後見制度を活用していただくため、千代田区社会福祉協議会の「ちよだ成年後見センター」で、次のようなサービスを行っています。

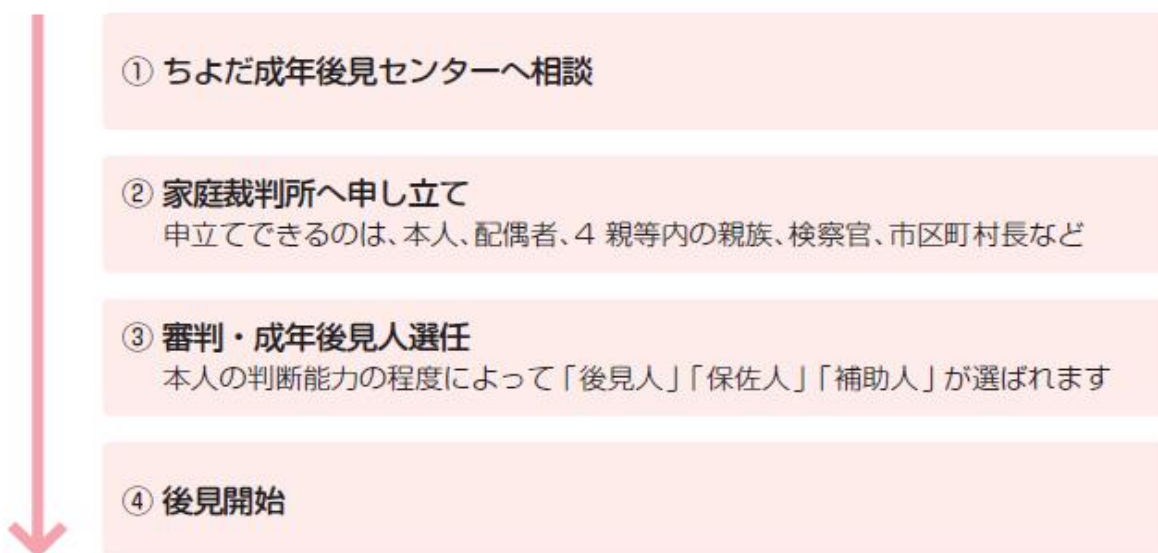
(1) 成年後見制度の利用支援

- 制度の説明や書類の作成などの相談に応じます。
- ご家族や知人で後見人を引き受けてくれる方がいない場合などに相談に応じます。
- 必要に応じて、千代田区社会福祉協議会が後見人になります。(要審査)
- 弁護士による法的なアドバイスも受けられます。例えば、「後見人の候補者でもめている」「資産をめぐって親族間に争いがおきそう」など、トラブルになりそうなときは、弁護士による福祉専門法律相談をご利用ください。(月2回。要予約)

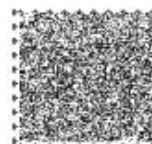
(2) 適当な申し立て人がいない場合は、「区長申し立て」

本人や親族による申し立てができず、本人の福祉を図るために成年後見制度を利用することが必要な場合、千代田区長が申し立てを行うことができます。また、所得が低い方を対象に、申し立て費用や成年後見人等の報酬を助成する制度があります。

■ 一般的な手続きの流れ（法定後見制度）



※申立ての際には、一定の経費が必要です(印紙代等約1万円)。その他、鑑定費用(5万~10万程度)が必要な場合があります。また、後見人等の選任後、本人の財産の程度等に応じ、家庭裁判所の判断で後見人等に対する報酬が生じる場合があります。



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村 (通報)</p> <p>①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村 (通報) → 都道府県 (報告)</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村 (通報) → 都道府県 (報告) → 労働局 (報告)</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。



資料1 養護者からの虐待Q&A

Q 同居して障害者を養護している母ではなく、同居しているが障害者を養護していない弟による虐待は、「養護者による障害者虐待」として捉えることができるのでしょうか。

A 養護者でない同居人による虐待は、「養護者による虐待」とは言えません（法第2条第6項）。養護者が養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は、「養護者による虐待」に当たる、と規定しています（第6項第1号二）。従って、このような場合には「養護者による虐待」として、障害者虐待防止法による対応を行っていくことになります。

Q 別居親族や知人からの経済的虐待には、どのように対応したらよいのでしょうか。

A 障害者虐待防止法では、経済的虐待は「養護者又は障害者の親族」から受けるものと規定しています（第2条第6項第2号）。このため、別居親族が経済的虐待をしていれば、障害者虐待防止法が適用できます。また、知人であっても養護者といえる場合もあるでしょう。

これに対し、養護者と評価されない知人が経済的虐待をしている場合は、本法の適用はないことになります。この場合、第27条（財産上の不法取引による被害の防止等）や、刑法・民法等の一般規定により対処することとなりますが、経済的虐待から障害者を守るため、成年後見制度の申し立てが必要となるケースが多いと思われる。

また、事例によっては、刑法の詐欺罪や窃盗罪に該当することがあれば、告訴・告発が、民法上は不当利得の返還請求や不法行為による損害賠償請求をすることが必要になる場合も考えられます。

Q 養護者や家族が「本人のため」といってリハビリや介護をして、その結果、本人に怪我を追わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するのでしょうか。

A 養護者や家族が、「本人の健康のため」といって、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、障害者に外傷や精神的苦痛を与えたり、「本人は何もできないから」と決めつけて全介助をし、障害者が精神的苦痛を感じている場合には、虐待と認定することができます。（けがを負わせれば身体的虐待、精神的苦痛を与えれば心理的虐待に該当します）。

養護者や家族に、障害者の心身の状態や医療、介護に関する知識がなかったり偏っている場合、虐待を解消するために、養護者や家族に対して必要な知識をもってもらうような支援を行うことが求められます。また、「養護者は一生懸命介護しているから」という理由で虐待ではないと捉えてしまうなど、虐待対応従事者側の判断で障害者の権利を侵害することのないよう、正確で事実に基づいた判断を行うことが重要です。

※市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待防止対応の手引き（平成23年3月：社団法人日本社会福祉士会）・川崎市虐待防止マニュアルを参考に作成。



相談窓口・関係機関

千代田保健所	☎ 03-5211-8175	FAX 03-5211-8192
児童・家庭支援センター	☎ 03-5298-2424	FAX 03-5298-0240
千代田区社会福祉協議会	☎ 03-5282-3711	FAX 03-5282-3718
ちよだ成年後見センター	☎ 03-5282-3100	FAX 03-5282-3718
千代田区消費生活センター	☎ 03-5211-4314	
男女共同参画センターMIW	☎ 03-5211-8845	FAX 03-5211-8846
東京都障害者権利擁護センター	☎ 03-5320-4223	FAX 03-5388-1413
警察署	麹町警察署	☎ 03-3234-0110
	丸の内警察署	☎ 03-3213-0110
	神田警察署	☎ 03-3295-0110
	万世橋警察署	☎ 03-3257-0110

障害者への虐待を発見したら

千代田区障害者虐待防止センター

電話・FAX 03-5226-7373

平日 月～金 8:30～17:15

夜間・休日等は区役所代表へ

電話 03-3264-2111

※障害者の身体や生命に危険が及ぶような時は、
ためらわずに 警察 110 番へ
丸の内警察署・麹町警察署・神田警察署・万世橋警察署

